平成 25 年度(仮称) ハイウェイテラス・京たんば整備事業に係る 設計モニタリング業務 参 考 仕 様 書

1 適用

本仕様書は、京丹波町(以下、委託者という。)が発注する「平成 25 年度(仮称)ハイウェイテラス・京たんば整備事業に係る設計モニタリング業務」に適用する。

2 業務目的

本業務は、(仮称) ハイウェイテラス・京たんば整備事業(以下「事業」という。) を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に準じて DBO 方式で実施するに当たり、民間事業者(以下「事業者」という。)が行う設計内容等をモニタリングすることを目的とするものである。

3 業務期間

契約日の翌日から平成26年3月28日まで

4 業務内容

(1) 基本設計モニタリング業務

事業者が実施する基本設計に対し、セルフモニタリングが確実に実施されていることを確認するとともに、基本設計内容に対する次の支援を実施する。

1) モニタリング内容

- ・町が求める要求水準の確認
- ・町の要求事項の反映の確認
- ・提案内容と基本設計内容の整合の確認

2) 主なモニタリング項目

- ① 町側の要求事項確認(設計に関する事項)
- ② 設計計画モニタリング
- ③ スケジュール管理モニタリング
- ④ 各種事前調査モニタリング
- ⑤ 意匠計画モニタリング
- ⑥ 周辺環境等への配慮モニタリング
- ⑦ 構造計画モニタリング
- ⑧ 設備計画モニタリング
- 9 外構計画モニタリング
- ⑩ 防災計画モニタリング
- ⑪ 省エネルギー計画モニタリング

- (12) メンテナンス計画モニタリング
- ⑬ 事業者提案事項モニタリング
- 4 予算計画モニタリング
- 15 事業リスク確認支援
- 16 設計協議支援
- ⑪ 丹波PA (仮称) 協議内容確認支援

3) モニタリング方法

- ・町と事業者が行うモニタリング会議に出席し、助言等を実施(3回) 議事録及び会議に係る資料作成を含む。
- ・基本設計図面のチェック(要求水準書や提案書との整合性、調整事項等の反映の確認、設計そのものの妥当性)

(2) 実施設計モニタリング業務

事業者が実施する実施設計に対し、セルフモニタリングが確実に実施されていることを確認するとともに、実施設計内容に対する次の支援を実施する。

1) モニタリング内容

- ・町が求める要求水準の確認
- ・町の要求事項の反映の確認
- ・実施設計内容及び調整事項の反映の確認

2) 主なモニタリング項目

- ① 町側の要求事項確認(設計に関する事項)
- ② 設計計画モニタリング
- ③ スケジュール管理モニタリング
- ④ 意匠計画モニタリング
- ⑤ 周辺環境等への配慮モニタリング
- ⑥ 構造計画モニタリング
- ⑦ 設備計画モニタリング
- 8 外構計画モニタリング
- 9 防災計画モニタリング
- ⑩ 省エネルギー計画モニタリング
- ① メンテナンス計画モニタリング
- 12 什器備品等モニタリング
- ③ 事業者提案事項モニタリング
- (4) 予算計画モニタリング
- ⑤ 事業リスク確認支援

- 16 設計協議支援
- ① 諸官庁協議内容確認支援
- 18 品質確保計画書確認支援
- (19) 設計変更に関する検討支援

3) モニタリング方法

- ・町と事業者が行うモニタリング会議に出席し、助言等を実施(7回) 議事録及び会議に係る資料作成を含む。
- ・実施設計図面のチェック(要求水準書や提案書との整合性、調整事項等の反映の確認、設計そのものの妥当性)

(3) 維持管理・運営準備モニタリング業務(平成25年度)

事業者が実施する維持管理・運営業務に対し、セルフモニタリングが確実に実施されていることを確認するとともに、維持管理内容に対する次の支援を実施する。

1) モニタリング内容

- ・町が求める要求水準の確認
- ・町の要求事項の反映の確認
- ・維持管理・運営内容及び調整事項の反映の確認

2) 主なモニタリング項目

① 維持管理運営業務確認支援業務(計画書確認等)

3) モニタリング方法

・町と事業者が行うモニタリング会議に出席し、助言等を実施(3回 実施設計モニタリングと同日も可)

議事録及び会議に係る資料作成を含む。

・維持管理業務計画書及び運営業務計画書のチェック(要求水準書や提案書と の整合性、調整事項等の反映の確認)

(4) その他

本事業をDBO方式で実施するにあたって、各種アドバイスや、情報提供など、 本町の支援を行う。

5 成果品の提出

製本2部(チューブファイル等)とデータ1部を提出すること。

6 成果品の検査

業務において作成した成果品は、委託者の検査を受けこれに合格しなければならない。

7 その他

- (1) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (2) 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

8 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

9 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、委託者と受託者が協議を行い、委託者の指示に従うものとする。